

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 3192号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



寺小屋スキー場 (長野県山ノ内町)

### もくじ

- 随 想
- 情 報
- フォーラム
- 政 策

地域社会のデジタル化に係る参考事例集について  
 総務省自治行政局地域情報化企画室 加藤 翔大(2)  
 村民一人一人が輝く村づくりII和歌山県北山村……………(5)  
 国政情報……………(9)  
 人生は不思議なもの……………(10)

沖縄県多良間村長 伊良皆 光夫……………(10)

### コラム

## ライン相談と世代間のつながり

東京大学名誉教授 大森 彌

わたる

2021年11月18、19日、「第3回地域共生社会推進全国サミット」が鎌倉市でオンライン開催され、基調テーマは地域共生社会の推進にデジタル技術を用いることだ。パネリストの一人、村木厚子さん(津田塾大学客員教授・元厚労事務次官)の発言が示唆的でした。村木さんは、とくに生きづらさを抱え、危険に晒されやすい若年女性の支援団体である「(一社)若草プロジェクト」の代表呼びかけ人であり、その活動にかかわっています。コロナ禍により、仕事や居場所を失ったり、逃げ場がなくなったりした少女を中心に相談件数は急増しているのですが、SNSを活用したライン相談が効果をあげているとのことでした。相談先では信頼できる大人たちが対応に当たっています。

最近では、どこの市町村でもワンストップの相談窓口を設置し、断らない、たらい回しにしないことを鉄則にしています。問題は、窓口まで出かけ、対面で、顔見知りの窓口職員に相談することをためらい、独りで悩みを抱えている住民が少なくないことなのです。その打開策の一つがライン相談の実施なのです。

現在、10代前半から25歳くらいの若者たち(2世代)の最大の特徴はデジタルネイティブであるといわれています。デジタルネイティブとは、インターネットや各種デバイスが常

に身近に存在していてスマートフォンなどの機器やSNSを当たり前のようから利用している人たちです。物心ついたころから各種機器やインターネットサービスを利用している若い世代はラインを利用したチャット形式の相談なら踏み出しやすい。最近注目されているヤングケアラー(障害や病気のある親や祖母、年下の兄弟などの介護や世話をしている18歳未満の子ども)にとってもライン相談は有効でしょう。包括的な支援のための社会資源が相対的に少ない町村では、民間・住民団体と連携して、区域を超えたライン相談を可能にし、それを具体的な支援策につなげる仕組みを工夫する必要があるかもしれません。

自分の困り事や悩みを他人に相談することは自立心の弱さと考えられる人もおられるかもしれませんが、人に相談することは人に迷惑をかけることだから自制すべきであると考えられる人もおられるかもしれません。しかし、自立というのは、他に依存をしないということではなく、たくさんの人ともものに少しずつ依存して生きていくことではないでしょうか。自立の対語は依存ではなく孤立ではないかと思えます。人は一人では生きていきませんが、生きられませんか。デジタル社会の到来の中で、ライン相談は異世代間のつながりを可能にする有効なツールの一つといえそうです。

### 写真キャプション

絶景のパノラマを感じながら滑ることのできるのがこの寺小屋スキー場。寺小屋峰(標高2,125m)の北西山麓とその向かいにある東館山(標高1,994m)の南東山麓の二つの斜面に広がる。志賀高原で標高が二番目に高いため、雪質は志賀高原内で最高クラス。そして日本屈指のパウダースノーとして多くのスキーヤーやスノーボーダーを魅了する。

# 地域社会のデジタル化に係る 参考事例集について

総務省自治行政局地域情報化企画室 加藤 翔大

## 1 はじめに

総務省は、令和3年12月28日に、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」を公表し、各自治体に対して周知した。本事例集は、自治体が地域社会のデジタル化に係る事業を検討・実施する際の参考となるようにまとめたものであるが、本稿では、「自治体DX推進計画」における「地域社会のデジタル化」の取組の位置づけや、本事例集に掲載した具体的な自治体の取組内容について、特に町村で実施されている事例を中心に紹介させていただく。

## 2 「自治体DX推進計画」における「地域社会のデジタル化」の位置づけ

総務省は、令和2年12月25日に、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定した。本計画は、デジタル社会の構築に向けた取組を各自治体において着実に進めていくため、同日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項を具体化し、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめたものである。

本計画では、自治体情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及促進等の重点取組事項を具体化することに加え、これらを着実に実施するために、各自治体が、全庁的な組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成といった推進体制を構築することが望ましい旨を記載している。

さて、本計画における「地域社会のデジタル化」の取組であるが、自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項として位置づけ、「すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する」との取組方針を掲げている。また、本計画においては、想定される取組例として、デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援、地域におけるデジタル人材の育成・確保、デジタル技術を活用した安心・安全の確保、条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化等の取組を例示している。

## 3 地域社会のデジタル化に係る参考事例集

地方が抱える課題を、デジタル実

装を通じて解決し、地域の個性を活かした地方活性化を図り、地方から国全体へのポトムアップの成長を実現する「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、令和3年11月に、内閣総理大臣を議長、関係閣僚及び民間有識者を構成員とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」が設置された。当会議においては、4つの視点（①デジタル基盤の整備、②デジタル人材の育成・確保、③地方の課題を解決するためのデジタル実装、④誰一人取り残されないための取組）を軸に、構想の実現に向けて取り組むこととされ、③地方の課題を解決するためのデジタル実装に関連し、令和3年度補正予算において、デジタル田園都市国家構想推進交付金が創設された。

地域の個性を活かした地方活性化を図る「デジタル田園都市国家構想」の推進にあたっては、各自治体の創意工夫を活かした地方発のデジタル実装の取組を促していく必要がある。このため、総務省においては、上述のとおり、各自治体の事業担当部局が、地域社会のデジタル化に係る事業を検討・実施する際に参考となるような事例を掲載した「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」を公表し、各団体に周知を行った。

## 政 策

このような策定経緯から、住民生活、消防・防災、医療・福祉・健康、交通、農林水産業など7分野・205事例の多様な取組を掲載した。また、各事例については、事業概要に加え、各自自治体において創意工夫した点やポイントを掲載するとともに、イメージがつかみやすいよう写真やイラスト、当該団体の人口等を掲載し、各団体において1つでも多くのデジタル実装の取組を行っていただけるよう、さまざまな工夫を行ったところである。

## 4 具体事例

はじめに、ドローンを活用した地域社会のデジタル化に係る取組を紹介させていただく。

まず、長野県伊那市（事例集P27）においては、中山間部の住民の買い物をサポートするため、スーパーで注文した商品をドローンで配達する買い物支援サービスを提供している。商品は、近くの公民館にドローンで届けられ、集落支援員等のボランティアが住民の家まで運び、手渡すこととしており、単なる配達にとどまらず、利用者の安否確認や見守りを兼ねた取組となっている。

次に、奈良県三宅町（事例集P

65）においては、令和2年度に全国的な水稲枯死被害をもたらしたトビイロウンカ（害虫）による被害を防ぐため、令和3年度から農業用ドローンを活用した農薬散布を試験的に実施している。散布エリアの調整にあたっては、地域の農業委員や農家代表に協力を依頼して実施エリアを決定し、農薬の選択や散布時期については、奈良県病害虫防除所の助言を受け決定するなど、多様な主体と連携しながら取組を進めている。

こうした取組のほかにも、災害が発生した場合に、ドローンを活用して被災状況の調査を行うこととしている高知県北川村を含む高知中芸5町村（事例集P33）の取組や、試験的にドローンによる雑草判別の有用性を検証している鹿児島県知名町（事例集P65）の取組など、多様な分野において、ドローンを活用した地域課題の解消のための取組が実施されているところである。

次に、アプリを活用した事例を紹介させていただく。ネットワークの高度化・高速大容量通信等により、現在では、多くの人がスマートフォンを利用しており（8割以上の世帯がスマホを保有）、インターネット利用率に占める割合もパソコン等比べてスマートフォンが一番高い

（68・3%）状況である（令和3年版情報通信白書）。各自自治体においては、そうした状況を踏まえ、アプリを通じた各種行政サービスの提供が行われている。

例えば、大分県玖珠町（事例集P24）では、防災など各種行政情報を配信するためのスマホアプリ「玖珠町アプリ（りんくす）」を提供している。アプリの実装にあたっては、企業と協力し、どのような情報配信を行政に求めているかについて住民のニーズを調査し、住民の行動変容につながるよう工夫している。具体的には、指定避難所の位置をGoogle Mapと連携させる等アプリの使いやすさを追求し、UI・UXを高める工夫を施している。

このほか、妊娠から出産後の発育状況をグラフ化して記録できる機能や、予防接種のスケジュール管理ができる母子手帳機能を有する子育てアプリを導入している北海道共和町（事例集P46）の事例や、居住地区を設定することにより、ごみの収集日カレンダーを確認できる機能や、ごみの出し方や分別方法などの情報をスマホで確認できるアプリを配信している愛媛県内子町（事例集P54）の事例を掲載している。こうしたアプリにより、住民の生活の利便

性は向上し、自治体としても、アプリを介して、住民に伝えたい情報をタイムリーに届けられることが可能となっている。

ここまでは、ツールに着目して事例を紹介したが、以降は、事業分野毎に事例を紹介していく。

まず、農林水産分野であるが、地域課題の一例として、イノシシやシカなどの野生生物による農作物被害がある。こうした被害を防ぐための獣害対策にICTを活用している取組を行っているのが、福島県大玉村（事例集P64）や青森県深浦町（事例集P64）である。

大玉村では、イノシシによる生活環境被害等を防ぐために、センサー付きのわなを導入することで、捕獲の効率化を図り、わなの見回りに係る猟友会等の負担軽減や錯誤捕獲の回避につながっている。また、深浦町では、サル、クマ、シカ等の有害鳥獣対策として、ICTワナによる有害鳥獣の捕獲や赤外線カメラ付きのドローンを活用し、有害鳥獣の追跡、広範囲におけるパトロールや被害状況調査に取り組み、見回り等に係る捕獲従事者の負担軽減、農作物被害の減少などにつながっている。

こうした取組のほかにも、質の良いカラーピーマン作りに関する若手

政 策

生産者から村に対する相談をきっかけとして、ハウス内に環境モニタリング設備を導入し、ハウス内の湿度・湿度等をリアルタイムで測定し、そこで得られた複数の生産者のデータを比較し、カラーピーマン作りの質を高める取組を実施している宮崎県西米良村(事例集P63)の事例や、農地の現地調査において、調査中に現在地がわからなくなり、調査に時間を要するという課題を解決するため、位置情報の確認や調査場所の検索ができるGPSを利用した現地調査支援モバイルシステムを導入した青森県大鰐町(事例集P66)の取組等を掲載している。

次に、土木・インフラ分野については、マンホールポンプ場(自然流下ができない場所から排水をくみ上げて下水処理場へ送る小規模な圧送施設)の稼働状況データをクラウドを利用してシステム上で一括監視し、作業効率化を図っている岩手県紫波町(事例集P84)の取組や、局地的な集中豪雨が頻発する中、現場への到着や情報収集に時間がかかるという課題に対応するため、町内13箇所に雨量計やライブカメラ等を設置することで、迅速に情報収集し、一部の情報については、HP上で住民等に対し情報公開を行っている群馬県みなかみ町(事例集P85)の取組等を記載している。

最後に、デジタルデバйд対策について紹介させていただく。誰一人取り残されないデジタル社会の実現にあたっては、重要な取組であり、各団体においてさまざまな取組が行われている。ここでは、茨城県東海村(事例集P101)や千葉県御宿町(事例集P102)の取組を紹介する。

東海村では、デジタルデバйд対策のターゲットを性質によって分け、さまざまな場所で重層的なスマホ講座を実施している。具体的には、スマホを持っていない人に対しては、役場、自治会において、体験会としてスマホに触れてもらい、既にスマホを持っている人に対しては、自治会、薬局、公民館においてスマホ講座を開催している。他方、御宿町では、高齢者等の町民のデジタルリテラシーを向上させ、情報格差の是正等を図るため、地域おこし協力隊員が活動の一環として、地域の交流サロンにおいて、高齢者等にスマホの使い方を教えたり、相談にのったりする場を設けている。この活動により、参加者が中心となり、サロン以外でも使い方を教えあうなどという動きが生まれている。

5 おわりに

今回、具体的な事例の一部を紹介させていただいたが、各地域でさまざまな地域社会のデジタル化に関する取組が行われている。DXについては、情報政策担当課や企画担当課が中心の取組と捉えられることも多いが、各事業担当部局においても、地域の創意工夫を活かしたデジタル化の取組がさまざま進められていることを、多くの方々知っていただくことが、本事例集作成の大きな目的のひとつである。地域社会の課題等に対し、デジタル技術を通じて解決する取組を実施・検討されるに当たり、本事例集がその一助となれば幸いです。

問い合わせ先(ご担当)  
 総務省自治行政局 地域力創造グループ 地域情報化企画室  
 加藤・箕打・香川  
 連絡先  
 03-5225-5252  
 tikiyouhou@soumu.go.jp  
 ※地域社会のデジタル化に係る参考事例集  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000796340.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000796340.pdf)

**車両共済(保険)のご案内**

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払します。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)  
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内  
 ●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp> TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください  
 (受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団契約を締結し、実施しているものです。  
 ●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。  
 このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

SJ21-00628 (2021.4.19作成)

フォーラム

観光筏下り

現地レポート 町村独自のまちづくり



村民一人一人が輝く村づくり

和歌山県 北山村

1 北山村の概要

北山村は、紀伊半島の中央部、三重県、奈良県、和歌山県の県境に位置する、自治体丸ごと飛び地になっている村です。令和4年1月時点の人口は、260世帯421人、面積は48・20km<sup>2</sup>と、人口で見ると本州の中で最も小規模な自治体の一つです。

紀伊半島南部特有の多量な雨に恵まれた、豊富な流量を誇る北山川が村内を貫流し、山間の小さな村独特の景観を作り出しています。豪雨と急流による浸食が作り出した七色峡や瀬峡の景色は、ぜひとも一度はご覧いただきたいものです。

かつては道路が未開通であったことや、狭隘な山道を超えなければ来村することができず、秘境と呼ばれることもありました。現在では近隣の高速道

路の開通や道路環境の改善により、県庁所在地である和歌山市や大阪市、名古屋市などがいずれも自動車で3時間圏内となり、日帰りで来村も比較적으로容易になりました。

明治22（1889）年の町村制の施行以後、一度も合併することなく単独村を維持し続け、令和元（2019）年には単独村制施行130周年を迎えました。昭和・平成の大合併の時代を生き抜き、これまで単独村制を貫いてきたことは、村民の誇りの一つでもあります。

2 全国唯一 飛び地の村

「飛び地」とは、一般的には自治体の一部が別の自治体に飛び離れている地域のことを指します。本来の自治体と陸続きになっていない状況から、島のイメージが近いかもしれません。





▲村内の景観

北山村は全国で唯一、村が丸ごと飛び地になっており、村の境界はすべて三重県か奈良県と接しています。和歌山県の地図で見ると右側に浮かんだ島のようにっており、非常に覚えやすい立地になっています。

村ごと飛び地になっている所以については判然としない部分もあります。現在の新宮市とのつながりを重視したから、というものが有力です。

詳しくは後述しますが、山と川に囲まれた北山村は、林業を中心産業として栄えてきました。道路の通わない山間部から、木材を搬出する手段として発達したのが、筏流しでした。

明治4年の廃藩置県の折、北山川を境に奈良県・三重県・和歌山県が区切られた結果、本来であれば奈良県に属するはずでした。しかし、かねてより新宮に木材を搬出していたことから、

そのつながりを大切にした地域の人々は、「新宮が和歌山県になるのなら、自分たちも」と希望し、和歌山県に編入されたそうです。

### 3 全国唯一 伝統産業 筏

現在は5月から9月の夏の観光アクティビティとして名高い観光筏下りですが、実は600年以上の歴史をもっています。

北山村に限らず、近隣の地域では山から伐採した木材を筏に組み、川を流すことで搬出していました。川の上流から河口まで、地域ごとにいた筏師が、交代しながら筏を流しました。

そうして搬出された北山産の木材は伏見城や江戸城本丸の建材にも使われたと記録されています。

急流と難所を有する北山村周辺を流す筏師の技術は卓越したものであったそうです。この実績を買われ、明治40（1907）年には、朝鮮の鴨緑江へ出稼ぎと技術の指導に向かいました。

昭和40（1965）年のダム建設と道路の改良により、木材の搬出は完全に陸路に代わりました。多い時には500人以上もいた筏師も次第に数を減らしていきました。

しかし、北山筏の技術を絶やすわけにはいかない、林業が衰退した後の村を支える産業を作らなければならぬ、と考えた当時の筏師は、筏下りを

観光資源にすることを考えます。筏を小型船舶として登録し、ダムの放水を一定にもらい、安全な水路を作り上げるなど、数多の困難を乗り越え、昭和54年から観光筏下りがスタートしました。

村の観光を支える日本唯一の筏下りの技術を後世にも残すべく、現代の筏師たちが日々技術の向上に励んでいます。ぜひともここでしか味わえないスリルを楽しんでください。

### 4 全国唯一 伝統果実 じゃばら

北山村にはもう一つ全国唯一を誇るものがあります。それが「じゃばら」という柑橘です。

じゃばらは邪気を払うほど酸っぱいことから名づけられた、北山村だけに自生していた香酸柑橘です。柚子よりも果汁が豊富で種もなく、地元では縁起物として昔からお正月の料理に欠かせないものでした。

そもそもじゃばらは、ある村民が庭に生えていた「へんなみかん」を発見したところから始まります。「みかんじゃないが独特の味と香りがうまい」と村の特産品化を目指し動き出します。

昭和46（1971）年、柑橘の分野で高名な田中諭一郎博士の調査により、全く新しい品種であることがわかり、村をあげての増産に踏み切りました。



▲じゃばらの果実

しかし、平成10年頃までは、柑橘類の人気も低く売り上げは低迷、事業の撤退も視野に入りました。そこで、毎年熱心に購入してくださるリピーターの方に聞いてみると、「子どもの花粉症に良い気がする」とのことで、大規模なモニター調査を実施したところ、多くの方から同様の感想が得られました。これを機にマスコミでの露出の増加や行政としては異例の楽天市場でのECサイト開設を行い、爆発的に売り上げを伸ばしました。

令和2年には村出資100%で株式会社じゃばらいず北山を設立し、行政の事業であった商品開発や販売事業を独立させました。民間会社ならではの機動力の高さをもとに事業展開を行っています。また、同社ではふるさと納税事業も請け負っており、長年の販売事業で培ったノウハウを活かし、満足度の高い事業を行うとともに、近隣市

## フォーラム

町村の事業も受託するなど、新たな事業への取組も盛んであります。

## 5 いきいきと 暮らしを 暮らせる 支えあいの村

そのよつな北山村ですが、当然に人口減少・高齢化の波が押し寄せています。しかし、単に表面上の人口に囚われることなく村づくりを進めることが重要です。70歳以上の人口が150人を超える村において、自然減に打ち勝つ人口増を目標に据えるのは間違いないです。適度な過疎「適疎」という考えの下、村の今後を考える必要があります。なによりも村民の生活を守り、生活の向上を図ることが第一義の目標です。そのために村にとってどういう人物が必要なのか、移住・定住をはじめとする今後の施策をどうしていくか、大局的な視点が求められます。

生活を守り、生活の質をあげていくことは、一つ一つ地道に課題を解決した先で、成果が出てくるものと考えています。

一つの目標として掲げているのが「いきいきと暮らしを暮らせる支えあいの村」です。高齢者をはじめ、皆が積極的に社会の中で役割を果たし、生きがいをもって長く健康に暮らしていくことで地域の発展を目指すことを願っています。

診療所が一つだけの村において、健

康づくりは地域での暮らしの基盤として非常に重要です。そこで、近年は年齢を問わない健康づくり事業を推進しています。

一つは「あいべ元気イキイキポイント」事業です。1日のウォーキングやロクトレ、畑での農作業などで運動したら、量に応じてポイントがたまり、3カ月ごとに歩数部門・ポイント部門で集計し、ランキングを作成しています。ランキング上位を目指したり、近所の方との日頃の運動機会の創出につながったりと、運動能力の維持向上だけでない成果につながっています。

また、今年からは「高血圧ゼロのまちプロジェクト」と題し、高血圧の方ゼロを目指すプロジェクトをスタートしました。ヘルスプロモーション研究センターと協力し、村民の日常的な血圧測



▲健康エクササイズ

定の実施、動脈硬化検診の積極的な活用、健康づくり教室の実施などを通じ、自身での健康づくりの意識向上を目指し、村民全体の健康状態の向上を図ります。

健康的な生活の先に、一人一人が生きがいを見出し、元気に地域づくりに携わっていただきたいと考えています。

## 6 教育にかける思い

村では「子どもは宝」という考えの下、世界で広く活躍できる子どもを育てるべく教育に取り組んでいます。

早期から取り組んできた英語教育は近年ようやく芽吹きだし、初期の英語教育を受けた人材が各地で活躍を始めています。

保育園から中学校まで一貫して週1時間以上の英会話教室を開催し、子どもたちの英語力を伸ばします。また、集大成として中学校2・3年生の希望者全員を、全額公費負担の下アメリカでのホームステイ事業に派遣しています。小さな村だからこそできる事業の一つです。

また、今年度からは、中央公民館である村民会館に教育委員会事務局を移転し、図書・交流スペースの常設を開始しました。これまで、保育園入園前の乳幼児の保護者が週1回「ママカフェ」を開催し集まっていますが、今後は常時オープンしたことで、遊びに



▲交流スペースの様子

行けばいつでも誰かがそこにいて、という環境を作り出すことができました。小規模な村での子育て環境は、必ずしもすべてがプラスの環境ではありません。こうした課題を一つ一つ解決していくことで、住み続けられる村づくりを進めたいと考えています。

## 7 新時代の観光立村

暮らしやすさの向上とともに重要なのが「外貨」の獲得です。中小事業者の売り上げの向上、一人一人の所得の向上はもちろん、行政として収入を増やすことでより良い行政サービスの提供につなげるために、外貨の獲得が欠かせません。

筏での観光、じゃばらでの特産品による外貨獲得の手段もっています



▲奥澗道路Ⅲ期区間工事

が、同様のことを続けているだけでは衰退を待つと同じこと。「これまでと同じ日常が続くだろう」という甘い見通しが通用しないことは、新型コロナウイルスが猛威を振るったここ数年で身に染みているはずだ。

じゃばらに関しては、新加工場の建設を進めており、これまで外注に頼っていた一部製品の製造の内製化、製造ラインの効率化などを図り、収益の向上を図ります。また、生産者と協力し、村内遊休農地を活用したじゃばらの増産にも取り掛かっています。

観光筏に関しては、収益構造の改善を図るとともに、伝統文化としての後継者の育成や、天候に囚われない筏体験の提供などを検討していきます。

また今後、道路環境の改善が人の流れを大きく変える可能性を常に考慮しなければなりません。紀伊半島を一周

する高速道路の完成、村内の主要道路である国道169号奥澗道路Ⅲ期区間の開通を数年後に控え、総合的な視点での観光事業の再構築を図っていきます。

「村全体まるごとアウトドアパーク」と題し、村内全体で大自然を体感できるアクティビティを充実させるべく検討を始めています。まだまだ構想段階ではありますが、親水エリアの拡大やキャンプ場の整備、新規橋梁を活かしたアクティビティの誘致、道の駅施設のリニューアルなど、新たな北山村をお見せできるよう準備を進めています。

## 8 近隣との連携・「ちいさな村g7+1サミット」

これからの観光振興において、単独の村だけで成功することはあり得ません。近隣地域全体の観光動向を注視し、柔軟に協力していくことで、紀伊半島全体の振興を達成する必要があります。

2019年からは隣接する奈良県上北山村および下北山村の有志が中心となり「北山3村フェスタ」を開催しています。コロナ禍にも負けず、対応した形で3年間続けて開催してくれています。地域の方が、できる形でフェスタに協力し盛り上げ、地域で元気に暮らしていこうという意気込みを感じられる良いイベントです。

また、「筏師の道」というかつて筏を流した筏師たちが帰りに歩いてきた



▲北山3村フェスタ

道のウォーキングイベントも徐々に盛り上がりを見せています。広域にわたるため、道の整備などは奈良県十津川村の方との協力が欠かせません。

一方で、村の課題の一つとして挙げられるのが公共交通機関の不足です。JR熊野市駅と村内を往復する1日2便のバスしか交通手段がなく、熊野三山や熊野古道など周囲の観光ルートから断絶している状態です。早急に解決したい課題の一つとらえています。

また、広域での連携は観光にとどまりません。全国の人口が少ない7つの村が集まった「ちいさな村g7+1サミット」では、北海道から大分県までの村が集結し、切磋琢磨しています。全国的な協議会などとは違った、小規模だからこそその付き合いが生まれ、相互に取組を学び、人を育てあう機運が醸成されていると感じます。山梨県丹波山



▲大田区も交えたg7+1サミット

村を中心に、東京でのアンテナショップの出店や多様な業界の方との連携が進んでおり、今後ますますの躍進が期待されます。

## 9 これからの北山村

日本全体で人口減少が進む中、私たちのような最小の自治体が真っ先に前人未踏の時代に突入します。その荒波の時代をいかにして漕ぎ抜くことができるのか。

北山川を下る筏師たちは、見事な連携でその激流を超えていきます。村行政、議会、住民が一体となり、筏師のようなチームワークの下、一致団結して荒波を超えていきたいと思えます。

北山村長 山口 賢二



情 報



国政情報

◎急施防災事業の拡充など土地改良法改正案を閣議決定―政府

政府は2月4日、土地改良法一部改正案を閣議決定した。最近の豪雨災害を踏まえ、国・自治体が自らの判断で農家などの同意・費用負担を求めず実施できる急施防災事業の対象に農業用排水施設の豪雨対策を追加する。また、農地中間管理機構関連事業についても、農業者の費用負担を求めず行う基盤整備事業の対象に農業用排水施設・暗渠排水などの整備を追加する。

一方、農林水産省は2月2日、今後の望ましい営農型太陽光発電の在り方有識者会議を発足させた。「2050年カーボンニュートラル」実現に伴う優良農地と再生可能エネルギーの両立に向けて営農型太陽光発電の在り方を探る。最近、営農型太陽光発電のための農地一時転用が増加。2019年度には合計2,653件・742haが許可されているが、①下部での営農を考慮しない設備・構造②農作物の栽培情報・知見の不足から営農放棄③農村景観の疎外④経営展望が不明確などの課題が指摘されている。このため、会議では、作業性や災害対応を考慮した構造や下部農地での作付け品目の選定、経営モデルの構築などを検討する。

◎昨年の豪雨災害を踏まえた避難の在り方で報告―内閣府

内閣府は2月4日、昨年7〜8月の豪雨災害を踏まえた避難の在り方に関する報告を発表した。同豪雨(死者26名)による西日本・東北地方での住民の避難行動や市町村の避難情報発令の実態を検証した結果、

住民避難では防災の地域リーダーが少ない、行政の避難情報発令では技術的判断がむずかしく心理的負担から発令を躊躇していたことが分かった。このため、住民の避難行動では「自らの命は自らが守る」意識の向上と災害の切迫感・臨場感を住民に伝えること。また、市町村には避難情報発令の人材育成や専門家等からの支援充実で災害対応力の強化が必要だと強調。具体策として、①市町村長に対する研修の充実②災害リスクがある区域に発令対象を絞り込む取組の推進③国・都道府県・専門家の助言で発令を支援―などを提言した。

また、国土強靱化基本計画の変更を検討している政府の「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」は1月28日、広報・普及啓発検討会の中間報告をまとめた。「国土強靱化」の認知度が32%にとどまっているため、広報戦略の明確化と取組主体の役割分担・連携が必要だと指摘。政府はSNS等での情報発信を強化、地方自治体も地域計画の内容充実と民間団体との連携した取組、広報・普及啓発活動の地域計画への位置付けなどを提案した。

◎所有者不明土地への市町村長の代執行制度創設―特措法改正案

政府は2月4日、所有者不明土地の利用円滑化特別措置法改正案を閣議決定した。今後とも所有者不明土地の増加が見込まれるため、同土地を活用する「地域福祉増進事業」の対象に備蓄倉庫など災害対策施設を追加するほか、老朽化した空き家が残る土地も同事業の対象とする。また、管理が見込まれない所有者不明土地について市町村

長による災害防止のための代執行制度を創設。民法上利害関係人に限定されている管理不全土地管理命令の請求権も市町村長に付与する。さらに、市町村長は計画作成・所有者探索のため国土交通省職員を派遣要請できることも盛り込んだ。

一方、国土交通省は2月18日、国土形成計画の地域版・8つの「広域地方計画」(2016年策定の中間評価結果を公表した。東北圏では復興・再生を含めた継続的な取組、首都圏では「流域治水」の取組などを推進する。また、中部圏ではものづくりのクリエイティブ人材が集まる地域づくり、中国圏では山陰自動車道のミッシングリンク解消、四国圏では二地域居住・ワーケーションの促進、九州圏では国内外の交流の需要回復を進めるなどとした。

◎デジタル化・コロナ感染踏まえた国・地方の在り方議論―地制調小委

政府の第33次地方制度調査会は2月7日、専門小委員会(小委員長・山本隆司東京大学教授)の初会合を開き、今後の審議事項について議論した。諮問「デジタル化の進展とコロナ感染症への対応を踏まえた国・自治体、自治体相互間の関係の在り方」を受けて、参加委員が意見表明。次回から、関係省庁や自治体等からヒアリングを行う。小委員会では、総務省がデジタル化や感染対応を踏まえた国と都道府県との関係などを説明。感染症法の入院措置、休業要請などは保健所設置首長が行うなどの現行制度を説明するとともに、「自治体事務の実施に国が強い関心を持って関わる手法」として「指示」「並行権限の行使」「代行」の制度を示した。これらを受けて、参加委員から「感染症対応では分権改革で国が関与できる余地が狭くなった」との見方があるが、国も自治体も苦労したのは人的資源がないこと

だ(伊藤正次東京立大学教授)。「一般災害は被災地以外の支援が可能だが、コロナ感染症は全地域が被災地で、弱い部分が露呈、問題点を顕在化させた。自殺や孤立の対応も考えるべき(土山希美枝法政大学教授)。「オンライン会議など民主主義を強めるデジタル化も必要(谷口尚子慶応大学教授)などの意見が出た。

◎市町村の91%でコロナ感染の業務継続対応を実施―総務省

総務省は2月10日、新型コロナウイルス感染拡大に備えた地方自治体の機能維持・業務継続への対応状況の緊急点検を実施した。都道府県では100%が対応。うち、39団体(83%)は「業務継続計画」で対応。また、市町村は91%で対応。うち1,220団体(70%)が「業務継続計画」、359団体(21%)は同計画以外だが、162団体(9%)では未対応だった。なお、同省は1月14日に感染拡大に備えた自治体の機能維持・業務継続の緊急点検を各自治体に通知。自治体業務の優先度を①強化・拡充、継続すべき業務(発生時継続業務)②それ以外の縮小・中断する業務―に区分し必要な業務確保を求めている。

また、総務省は2月9日、緊急事態宣言が発令された昨年4〜6月の自治体職員の上限時間を超えた超過勤務の実態をまとめた。同超過勤務を行った職員は全体の4.3%だが、コロナ対応に関与した職員では33%。さらに、福祉関係部門では全体は5.6%、うちコロナ対応に関与した職員は59%だった。また、一定以上の超過勤務を行った職員には医師の面接指導が必要で、その数は同3か月間で延べ4万6,725人にのぼり、うち52%はコロナ関連業務だった。さらに、54%は面接指導が行われていなかった。(ジャーナリスト 井田 正夫)

## 随 想

## 人生は不思議なもの



い ら み な み つ お  
沖 縄 県 多 良 間 村 長 伊 良 皆 光 夫

多良間村は、沖縄県宮古島から南西へ約60km、宮古島と石垣島のほぼ中間に位置し、多良間島と水納島の二島からなる村です。私が生まれた昭和30年頃の人口は約3,000名ですが、現在は1,100名弱となり、過疎化が進んでいます。村の子ども達は、中学校を卒業すると高校進学のため、「15の島立ち」として島外へと島を出ていきます。

私は10人兄弟姉妹の4番目の三男として生まれ、学校から帰ると家畜の草刈りや畑仕事、魚獲りなどに精を出し、自然児として育ちました。島に電気が灯ったのが小学校3年生の頃で、水道の給水ができたのが日本復帰後の昭和48年です。中学校を卒業すると例にもれず、宮古島の高校、沖縄本島の短大部へと進み学生時代を過ごしました。短大在学中に話が持ち上がったのが、多良間島のCTS(石油備蓄基地)建設問題であります。

沖縄には昭和47年の日本復帰直前から、沖縄本島北部の離島でCTS建設が進められていました。建設工事の請負や開業後の雇用促進による経済効果に期待を寄せた誘致であったのです。しかし、CTS建造後の雇用効果は予想を下回り、また、島内の耕作地は激減し、農業振興の妨げとなりました。さらに、海中道路の建設により島周辺の海域に赤土流出。潮流変化に伴い漁業に深刻な打撃を与えました。追い打ちをかけるように、原油流出事故の発生、公害問題の深刻化等でCTS反対運動が激化します。

そのような最中、故郷多良間島にCTS建設が持ち上がり、村民は賛

否両論、揺れていました。行政は態度をはっきりせず、うやむやにし、議会も態度を表明せず、なかには、誘致に向けて積極的に活動している議員がいると囁かれていました。在学中の私は村の将来、公害問題等含め敏感に反応し、仲間達と議論しました。北部の離島に足を運び、CTSのタンクを眺めましたが、外から眺めるだけでは何も解りませんでした。ただ、このような巨大なタンクが故郷多良間島の広い面積に設置されたら、島の将来はどうなるのか憂慮しました。

私は三男坊であることから、卒業後は島に戻るといふ考えはありませんでした。しかし、卒業を目前にして、故郷のCTS問題が気にかかり、村民に正しい情報は伝わっているだろうか。経済効果と雇用拡大を宣伝しているが、これまでの現状から、その効果はほぼ期待できないことは知られているだろうか、など頭から離れませんでした。

短大卒業と同時に、仲間達の激励を受けて故郷に戻ったのです。島に戻ってからは青年会活動を続けながら、CTS反対運動を展開しました。島の大先輩を代表とした「多良間島を守る会」を結成。沖縄本島の仲間

や郷友会とも連携を図り、積極的な活動を行いました。当時の村長と議長に出席をお願いし、「村民大会」を開催。「村民大会」は2日間わたって続けられました。とうとう誘致派は大きな動きもなくしぼんでいきました。

人生は不思議なもの、もしあの時、故郷多良間島にCTS問題が起きなれば、私は島には戻らなかつたらう。今頃どこを何をしていたのか。人生とは、本当に摩訶不思議なもの。行政を進めていくうえで、常に物事や政策を判断する基準を持ち合わせていなければなりません。それはいろいろな形で培われていると思えます。私の場合は育った環境です。10人兄弟姉妹大家族の中の暮らし、物の乏しい時代を生きてきた経験、一言で言えば「貧しさ」です。多くの村民は、貧しさと苦しい体験をしながら、それを乗り越えてきました。政治は弱い立場のためにある。そんな弱い立場の方々に対し何ができますか。政治・行政の重要ポイントであります。光の当たらないところにも、大きな気配りで光の当たる、苦しんでも頑張ってきた村民が幸せを感じてくれるような、そんな行政運営を心がけています。



# 全国町村職員生活協同組合 火災共済・自動車共済事業



## 火災共済事業

### ■火災共済

火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、風災、水災又は雪災により建物・動産に損害が生じた時に、共済金を支払う制度です。

臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金、失火見舞費用共済金も共済金に加算して支払います。

**掛金(年額)3万6000円で**

[建物24,000円(400口×60円)・動産12,000円(200口×60円)]

**最高6000万円の補償**

[建物4000万円・動産2000万円]

[風災、水災又は雪災の場合、共済金支払限度額は450万円]

※火災共済金+風水雪害特約共済金(火災共済契約 建物4000万円・動産2000万円の場合)

※火災共済に付加する制度のため、上記補償の場合、実際にお支払い頂く金額は36,000円(火災共済分)と30,000円(風水雪害特約分)の計66,000円となります。  
風水雪害特約のみの加入は出来ません。

### ■風水雪害特約

火災共済に任意に付加して加入する制度で、風水雪害により建物・動産に損害が生じた時に、損害復旧費用(再取得価額)の1/2を共済金として支払います。

なお、支払限度額は火災共済金(風災、水災又は雪災)と風水雪害特約共済金を併せて3,000万円となります。臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金も共済金に加算して支払います。

**掛金(年額)3万円で**

[建物20,000円(400口×50円)・動産10,000円(200口×50円)]

**最高3000万円の補償**

[建物2000万円・動産1000万円]

## 自動車共済事業

共済契約自動車の事故により被共済者が法律上の賠償責任を負った場合に、対人賠償共済金、対物賠償共済金を支払う制度です。自損事故傷害共済、無共済等自動車傷害共済、限定搭乗者傷害共済、他車運転特約(自動二輪車・原動機付自転車を除く)、臨時費用の制度が自動付帯されています。

組合員のニーズに合った選択ができるよう以下のとおりA型とB型の2類型となっています。

### ■A型 掛金(年額)3万円で最高

[自家用普通・小型乗用車]

- 対人賠償 —— 無制限の補償  
対人賠償共済(1名につき)
- 対物賠償 —— 1000万円の補償  
対物賠償共済(1事故につき)
- 自損事故傷害 —— 1500万円の補償  
自損事故傷害共済(1名につき)
- 限定搭乗者傷害 —— 500万円の補償  
限定搭乗者傷害共済(1名につき)

### ■B型 掛金(年額)3万3000円で最高

[自家用普通・小型乗用車]

- 対人賠償 —— 無制限の補償  
対人賠償共済(1名につき)
- 対物賠償 —— 無制限の補償  
対物賠償共済(1事故につき)
- 自損事故傷害 —— 1500万円の補償  
自損事故傷害共済(1名につき)
- 限定搭乗者傷害 —— 1000万円の補償  
限定搭乗者傷害共済(1名につき)

※加入の申込、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。

全国町村職員生活協同組合のご案内 (<http://www.zcss.jp/>)

- この組合は町村等職員であればどなたでも組合員になることができます。
- 火災と自動車の共済事業を行っており、町村等職員の安定した生活に寄与してまいりました。
- 協同組合ですので、営利を目的としておりません。掛金は低く設定しており、さらに決算時に剰余金が発生した際には、割戻金としてお返しいたします。
- 組合員になるためには出資金が必要です。組合員は退職後も共済事業を終身利用できます。
- 組合員が死亡した場合も、配偶者が契約を承継することができます。

◎共済契約されると、下記の車両共済(保険)に加入することができます。

### 車両共済(保険)のご案内

- ◎車両共済(保険)は、対人賠償・対物賠償等を補償する全国町村職員生活協同組合自動車共済とは別に加入するもので、**ご自身のお車の損害**を補償する制度です。
- ◎車両共済(保険)は、損害保険ジャパン(株)の商品(一般自動車保険の車両保険)です。保険についての説明、保険料見積、契約締結等は、取扱代理店(株)千里が行います。

車両共済(保険)に関するお問い合わせ先

**☎0120-731-087** 受付時間:平日 午前9時30分から午後5時まで

# さまざまな「集いの場」を 演出いたします

広さと設備が多様な大ホールと、  
3つの会議室がございます。  
会議・研修、パーティーなどに  
幅広くご利用いただけます。



## 和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、  
会議室・宴会場のほかに、  
ふたつのレストランもございます。  
お気軽にお立ち寄りください。



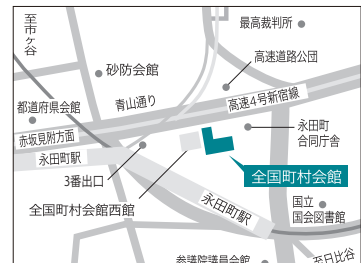
レストラン「ペルラン」



和食処「さいかち」

客室のご案内	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 18室

和室もございますのでお問い合わせください。  
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



### ご予約・お問い合わせ

**全国町村会館**  
**TEL.03(3581)0471**  
**FAX.03(3581)0220**  
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号  
 ホームページアドレス <https://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分

